

# 教育 支援資金 のご案内



学費の捻出が困難な低所得世帯に対し、  
高等学校や大学等の入学や就学に必要な  
費用を貸し付けることで、  
その就学や将来の就労を支援します。

<b>教育 支援費</b>  <small>高等学校や 大学等の 在学中に必要な 授業料等の費用</small>	貸付限度額	高等学校 月額35,000円以内（※専修学校の高等課程含む） 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内（※専修学校の専門課程含む） 大学 月額65,000円以内 ※特に必要と認められ、かつ将来計画が明確に定められる場合は上記金額の1.5倍まで増額可能
	貸付期間	在学中
	据置期間	卒業後6か月以内 ※状況によって在学中から開始することもあります。
	償還（返済）期間	据置期間経過後12年以内
	貸付利子	無利子

<b>就学 支度費</b>  <small>高等学校や 大学等の入学に際し 必要な費用 (入学費、制服代、教科書代等)</small>	貸付限度額	50万円以内
	貸付期間	入学時に一括貸付（※入学後は利用できません）
	据置期間	卒業後6か月以内
	償還（返済）期間	据置期間経過後12年以内
	貸付利子	無利子

**事前に他の貸付制度の検討が必要です。**

本資金は、他の制度が利用できない場合に貸付対象となります。（他の制度には次のようなものがあります）

	貸付制度	相談窓口	実施主体
高校へ進学する場合	愛媛県奨学資金	在籍する学校	愛媛県教育委員会
大学等へ進学する場合	日本学生支援機構奨学金	相談窓口 在籍する学校	
	母子父子寡婦福祉資金	各市・地方局ひとり親家庭相談窓口	

※本貸付は、他の公的資金貸付制度との併用は原則として認められていませんが、日本学生支援機構奨学金との併用は可能です。

## ご利用にあたっての 留意事項

本制度は、相談と貸付を組み合わせて支援する制度ですので、ご利用にあたっては以下のことをあらかじめご理解、ご了承ください。

- ①世帯員全員の就労、就学、疾病、収入、負債状況を伺います。
- ②世帯員全員の了承が必要です。
- ③申込から返済完了まで、民生委員・社会福祉協議会が支援します。
- ④返済計画が立たないなど、借入がかえって負担になる場合は貸し付けできません。
- ⑤本資金の借入をしなくても良い方法があれば、そちらを優先します。  
※他所で借りられる場合もそちらを優先します。
- ⑥書類審査がありますので、借入までには時間がかかります。  
また、審査結果によっては借りられない場合があります。  
※審査結果にかかわらず、申請書類は返却できませんのでご注意ください。
- ⑦債務整理を予定している方は利用できません。
- ⑧発注・購入・支払済みの費用は対象になりません。  
※ご相談は大学等に進学するご本人（もしくはそのご家族）が直接行ってください（代理等による相談はお受けしません）

## 貸付対象

次の4つの要件全て当てはまる世帯が対象となります。

- ①低所得世帯（住民税非課税程度又は世帯の総収入が生活保護基準の1.7倍程度の世帯）
- ②他の制度や借入が利用できない状態であること※日本学生支援機構奨学金との併用は可能です。
- ③納税をしていること（健康保険証も所有していること）
- ④現住所に3か月以上居住していること

## 借入相談・申込み

お住まいの市町社会福祉協議会へ相談してください。

相談員があなたやあなたの家族の状況（就労・就学・疾病・収入・負債等）について詳しくお聞きし、貸付要件や返済計画等について確認を行います。申請に必要な書類等は申請段階で相談員からお伝えします。

## 民生委員

借入申込み世帯の生活自立が図られるよう、相談時から償還（返済）完了までお住まいの地域の民生委員と社会福祉協議会職員が関わります。

## 借受人と連帯借受人

金銭消費貸借契約（お金の貸し借りについての契約）を結ぶ際、学校へ通うお子様と、その親権者（生計中心者）が契約者（債務者）になる必要があります。学校へ通うお子様は未成年者であることがほとんどですので、その場合、親権者全員の同意（署名）が必要になります。なお、未成年者と契約を結んだ場合、その方が成人に達した後に改めて債務承諾書の提出を求めますのであらかじめご了承ください。

## 連帯保証人

原則として1名必要（いない場合でも申請は可能）

## 審査

愛媛県社会福祉協議会にて月3回実施

相談から申込み、審査を経て契約を結び、その後資金交付（送金）となります。相談から送金までは1か月程度かかりますのでお早めにご相談ください。

## 資金交付（送金）

年1回

※初回は、貸付決定・契約直後に送金します。

※就学支度費は入学時に一括交付、教育支援費は1年単位での分割交付となります。2年次以降は新年度4月に在学証明書を確認してからの送金となります。

## 償還（返済）

学校を卒業後、据置期間を経て償還が始まります。償還計画に基づき、原則として毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に口座振替による償還となります。償還期限を過ぎると、残元金に対して延滞利息が発生します。返済が難しい特別な事情ができた場合はご相談ください。

## お問い合わせ先

### ●利用相談・申込み

お住まいの市町社会福祉協議会

### ●制度に関すること

愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 福祉資金課 TEL.089-921-8384  
〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号（月～金 9:00～17:00）土・日・祝祭日除く